

議案第58号

一関市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

一関市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市特別会計条例の一部を改正する条例

一関市特別会計条例（平成17年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 介護サービス事業特別会計 介護サービス事業</u></p> <p><u>(4)~(10)</u> [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)~(9)</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成30年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定により廃止する介護サービス事業特別会計の平成30年度分の歳入及び歳出並びに平成30年度の決算は、なお従前の例による。

(一関市介護サービス事業財政調整基金条例及び一関市ホームヘルパー派遣手数料条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 一関市介護サービス事業財政調整基金条例（平成17年一関市条例第66号）
- (2) 一関市ホームヘルパー派遣手数料条例（平成18年一関市条例第25号）

議案第59号

一関市放課後児童クラブ条例及び一関市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童クラブ条例及び一関市児童館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童クラブ条例及び一関市児童館条例の一部を改正する条例

(一関市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第 1 条 一関市放課後児童クラブ条例（平成18年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤萩クラブ</td> <td>一関市赤萩字桜町42番地 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		赤萩クラブ	一関市赤萩字桜町42番地 3	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>赤萩クラブ</td> <td>一関市赤萩字桜町42番地 3</td> </tr> <tr> <td>滝沢児童クラブ</td> <td>一関市滝沢字寺下46番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		赤萩クラブ	一関市赤萩字桜町42番地 3	滝沢児童クラブ	一関市滝沢字寺下46番地	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
赤萩クラブ	一関市赤萩字桜町42番地 3																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
赤萩クラブ	一関市赤萩字桜町42番地 3																		
滝沢児童クラブ	一関市滝沢字寺下46番地																		
[略]																			
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)																		
第 6 条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第 6 条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> </tr> </table>	名称	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> </tr> </table>	名称																
名称																			
名称																			

[略]
赤荻クラブ
[略]

[略]
赤荻クラブ
<u>滝沢児童クラブ</u>
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市児童館条例の一部改正)

第2条 一関市児童館条例（平成18年一関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(区分、名称、位置及び定員)				(区分、名称、位置及び定員)			
第2条 児童館の区分、名称、位置及び定員は、次のとおりとする。				第2条 児童館の区分、名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			
区分	名称	位置	定員	区分	名称	位置	定員
保育型	田河津児童館	一関市東山町田河津字石ノ森2番地3	40人	保育型	田河津児童館	一関市東山町田河津字石ノ森2番地3	40人
健全育成型	真滝児童館	<u>一関市滝沢字寺下52番地2</u>	二				
(利用対象児童)				(利用対象児童)			
第3条 児童館の利用対象児童は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める児童</u> とする。				第3条 児童館の利用対象児童は、 <u>おおむね3歳から小学校就学前までの保育を要する児童</u> とする。			
(1) <u>保育型 おおむね3歳から小学校就学前までの保育を要する児童</u> <u>(以下「幼児」という。)</u>							
(2) <u>健全育成型 小学校1年生から3年生までであって、健全育成上指導を必要とする児童</u>							
2 <u>前項の規定にかかわらず、児童の健全育成のため特に必要があると市長が認めるときは、同項第2号に規定する児童以外の者を健全育成型の児童館の利用対象児童とすることができる。</u>							
(保育時間及び開所時間)				(保育時間_____)			

第4条 [略]

2 健全育成型の児童館の開所時間は、正午から午後6時までとする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 次に掲げる児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

名称
真滝児童館

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行うこと。
- (2) 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること。
- (3) 地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。
- (4) 児童館の利用者の登録に関すること。
- (5) 児童館の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか児童館の運営に関し市長が必要と認めること。

第8条～第13条 [略]

第4条 [略]

第6条～第11条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

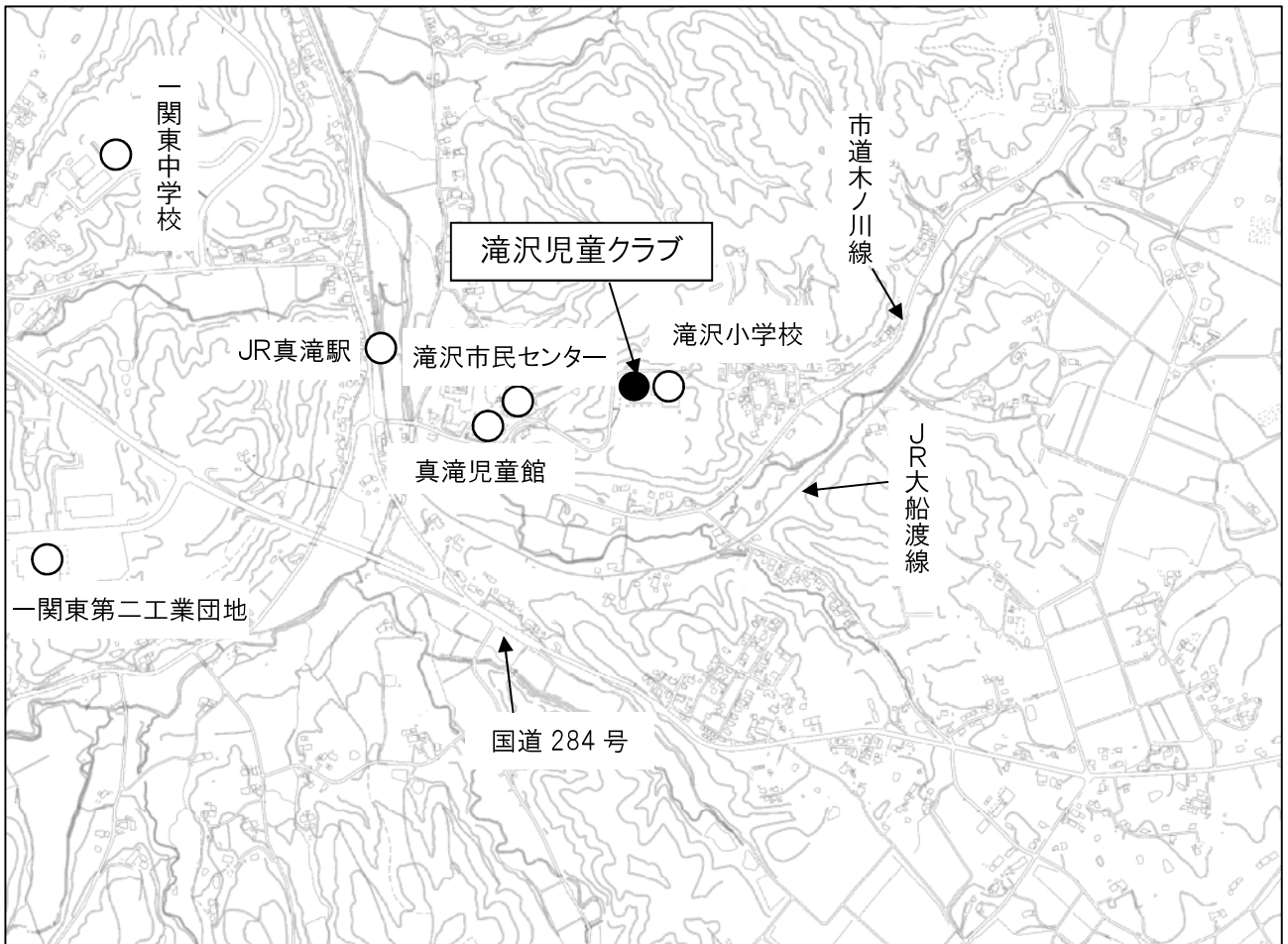
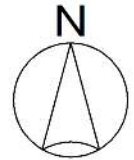
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

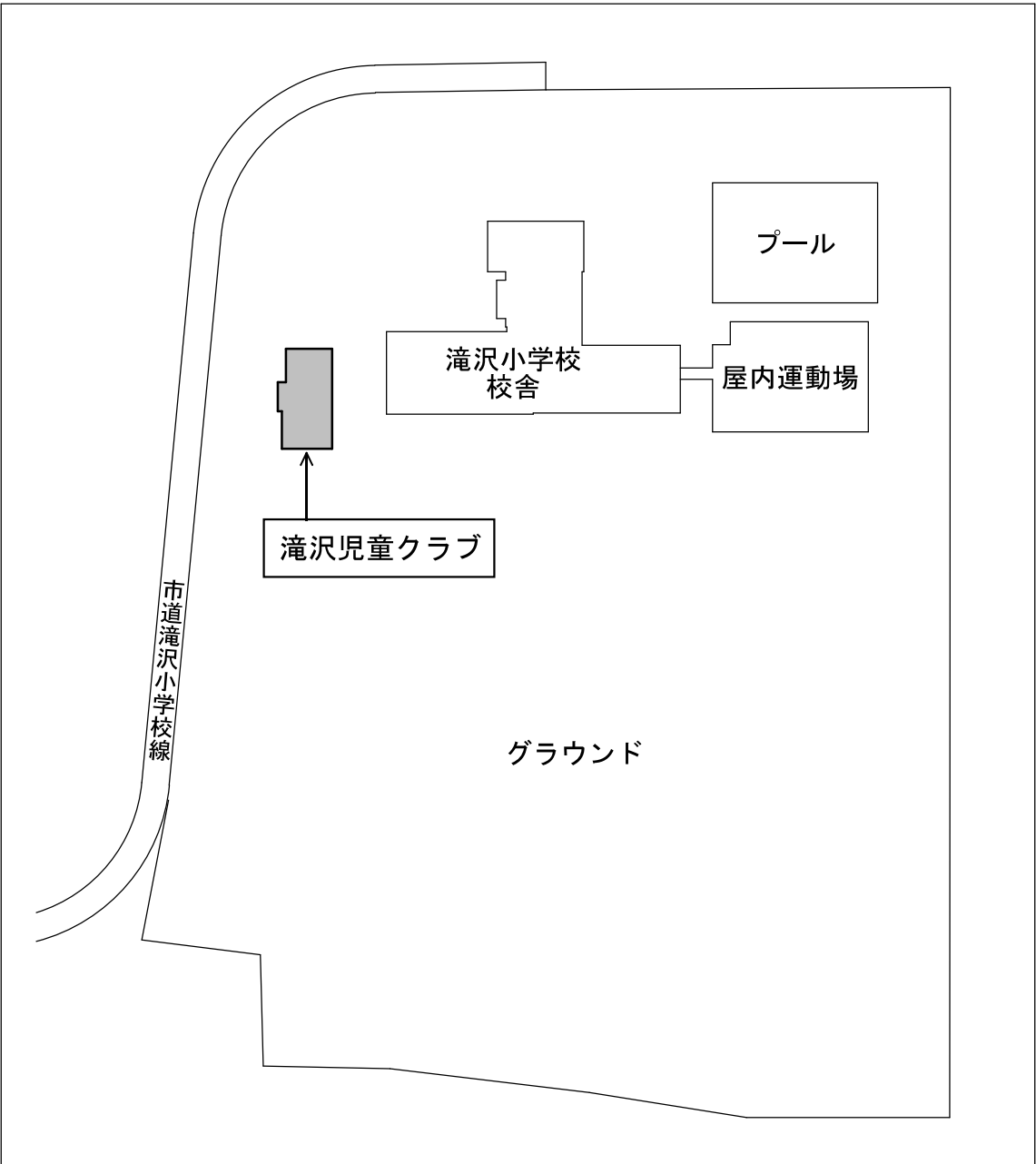
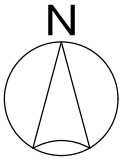
(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の一関市放課後児童クラブ条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

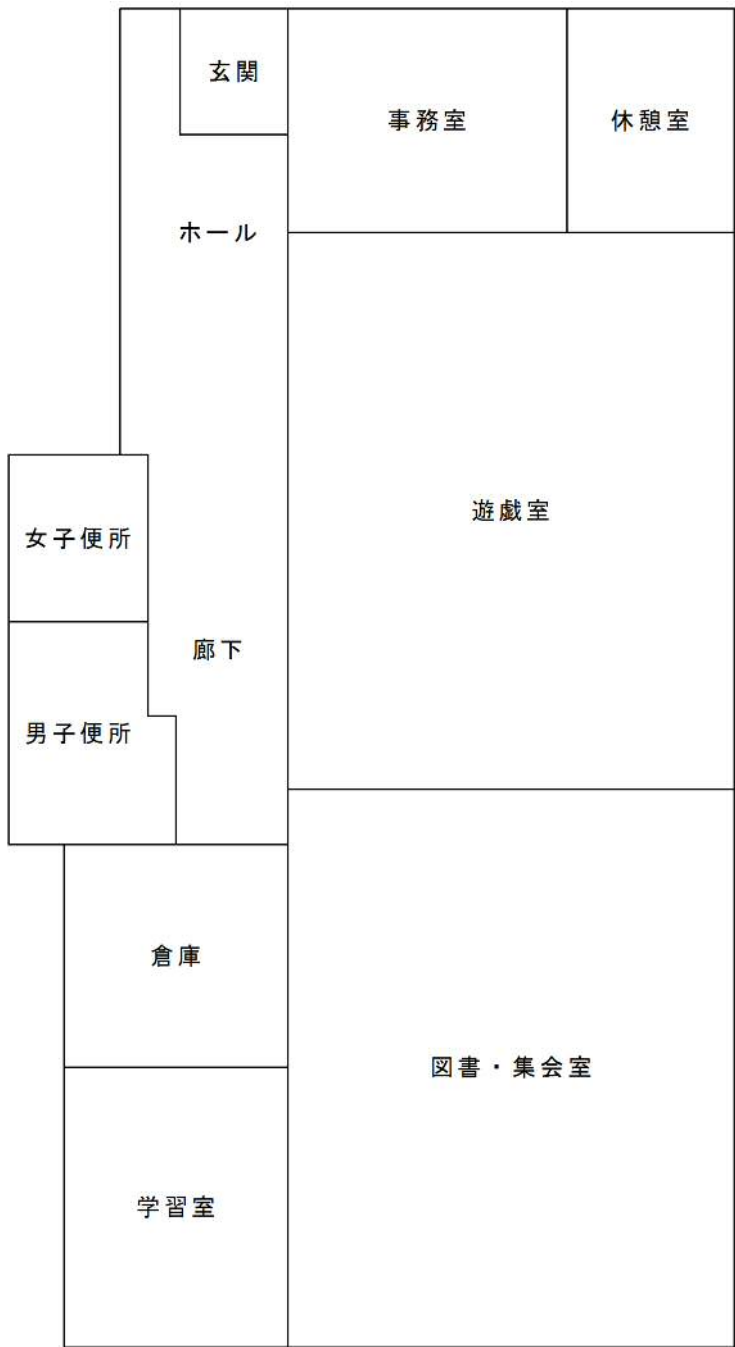
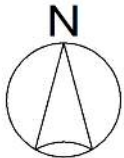
位 置 図



配 置 図



平 面 図



議案第60号

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 [略]</p>
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第7条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等に</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等に</p>

よる保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。_____）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

よる保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれ

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
 - (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
 - (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日_____の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者_____が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第

1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

一関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年8月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

一関市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年一関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="241 759 1104 836">一関市地方活力向上地域における固定資産税の<u>不均一課税</u>に関する条例</p> <p data-bbox="208 898 293 930">(趣旨)</p> <p data-bbox="159 943 1111 1161">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対する固定資産税の<u>_____</u>不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="208 1222 546 1254">(固定資産税の<u>不均一課税</u>)</p> <p data-bbox="159 1267 1111 1437">第3条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物</p>	<p data-bbox="1211 759 2074 836">一関市地方活力向上地域における固定資産税の<u>課税免除等</u>に関する条例</p> <p data-bbox="1173 898 1258 930">(趣旨)</p> <p data-bbox="1124 943 2072 1161">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、<u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対する固定資産税の<u>課税免除及び不均一課税</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 1222 1512 1254">(固定資産税の<u>課税免除等</u>)</p> <p data-bbox="1124 1267 2072 1437">第3条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物</p>

の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。) に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以後3年度間に限り、一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率_____とする。

特別償却設備等	年度	率
移転型事業に係るもの	第1年度	0
	第2年度（第1年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	100分の0.35
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	100分の0.7
拡充型事業に係るもの	第1年度	0
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

（不均一課税の申請手続）

第4条 前条の規定により不均一課税

_____の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（不均一課税の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その申請内容について調査し、不均一課税の可否を決定するものとする。

の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。) に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第1年度」という。）以後3年度間に限り、一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特別償却設備等の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める課税免除又は税率とする。

特別償却設備等	年度	課税免除又は税率
移転型事業に係るもの	第1年度	課税免除
	第2年度（第1年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	
	第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。）	
拡充型事業に係るもの	第1年度	0
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

（課税免除等の申請手続）

第4条 前条の規定により課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、

市長に申請しなければならない。

（課税免除等の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除等の可否を決定するものとする。

<p>2 [略]</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第6条 第3条の規定により<u>不均一課税</u>の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による<u>課税免除又は不均一課税</u>の適用を受けることができない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第6条 第3条の規定により課税免除等の適用を受けた特別償却設備等については、他の条例の規定による課税免除等_____の適用を受けることができない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って平成30年6月1日以後に改正後の条例第3条に規定する特別償却設備等を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する固定資産税の課税免除及び不均一課税について適用する。

議案第62号

一関市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について

一関市農村女性の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市農村女性の家条例の一部を改正する条例

一関市農村女性の家条例（平成17年一関市条例第118号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 女性の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる女性の家は、川崎農村女性の家いぶき会館とする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表第1</u>に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 <u>第3条第2項に規定する女性の家の</u> <u>利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」とい</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 女性の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 利用者は、<u>別表</u>に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 <u>前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合に</u> <u>あつては、利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」とい</u></p>

う。)を前納しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に掲げる 額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

別表第1 (第8条関係)

一関農村女性の家使用料

利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料
集会室	1時間	200円	50円
研修室		200円	50円
農産加工実習室		400円	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 附属設備及び備品等を利用する者は、別に定める使用料を合わせて納付しなければならない。
- 3 営利を目的とする場合の基本使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 4 使用料を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

う。)を前納しなければならない。

- 2 利用料金の額は、前条に規定する使用料の額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3・4 [略]

別表 (第8条関係)

1 貸切利用

施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	冷暖房料
<u>一関農村女性の家</u>	集会室	1時間	200円	50円
	研修室		200円	50円
	農産加工実習室		400円	100円
<u>川崎農村女性の家いぶき会館</u>	共同学習室(和室)	1時間	200円	50円
	集会室(和室)		200円	50円
	健康増進室		200円	50円
	調理加工実習室		200円	50円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 附属設備及び備品等を利用する者は、別に定める使用料を合わせて納付しなければならない。
- 3 営利を目的とする場合の基本使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 4 使用料を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第9条関係）

川崎農村女性の家いぶき会館利用料金の限度額

1 貸切利用

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
共同学習室（和室）	1時間	1室につき 200円	実費を基準として、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額
集会室（和室）			
健康増進室			
調理加工実習室			

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。
- 3 営利を目的とする場合の基本利用料金は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。
- 4 利用料金を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 宿泊利用

利用料金の限度額（1団体1泊につき）
4,000円

備考

- 1 1泊とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。
- 2 冷暖房を使用した場合は、規則で定める額の範囲内で、あら

2 宿泊利用

施設名	利用区分	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
川崎農村女性の家いぶき会館	1団体1泊につき	4,000円	実費を基準として別に定める額
備考 1泊とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。			

かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める利用料金を合わせて納付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第63号

一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例の制定について

一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 8 月28日提出

一関市長 勝 部 修

一関市せんまや街角資料館条例の一部を改正する条例

一関市せんまや街角資料館条例（平成17年一関市条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置) 第2条 [略]</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 [略]</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u> 第3条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 資料館の維持管理に関する業務</u> <u>(2) 資料館の入館等の許可及び入館許可の取消しに関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の運営に関し市長が必要と認める業務</u></p>

第3条～第5条 [略]

(入館許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは資料館からの退去を命ずることができる。

(開館時間)

第5条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条第1項、第7条、第8条及び第10条の規定において同じ。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により資料館の開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(休館日)

第6条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）及び毎月最終金曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により資料館の休館日を変更し、又は臨時に休館する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第7条～第9条 [略]

(入館許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは資料館からの退去を命ずることができる。

(1) [略]

(2) 偽りその他の不正な手段により第3条第1項又は第4条第1項の許可を受けたとき。

(3)・(4) [略]

第7条・第8条 [略]

(1) [略]

(2) 偽りその他の不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。

(3)・(4) [略]

第11条・第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。